

●香川県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和4年4月12日から同年5月10日まで一般の縦覧に供する。

令和4年4月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 円座香南線（44号）
- 3 道路の区域

| 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|---|-----------------|---------------|---------------------------|
| 高松市香南町池内字中筋 695番1地先 高松市香南町池内字御所原 388番3地先 | 26.2~63.3 | 935 | 平成31年4月16日付け香川県告示第133号の一部 |